

なくそう! 差別と拘禁の医療観察法 11・24 全国集会

05年7月施行から3年有余、医療観察法は至るところで矛盾を引き起こし、既に破綻しています。施設建設は反対運動によって政府が想定したように進まず、同法にすら違反する応急処置が繰り返されています。微罪での適用、遠方施設入院などの人権侵害が強行され、指定入院施設の医者は“4人に1人は入院不相当”と言っています。入院施設の退院請求に対して裁判所が不許可決定を出し徒らに拘禁しています。入院患者の自殺すら起きています。政府がいかにか“医療法”と言いくるめようとも、その運用実態は、裁判所主導で医療が保安処分体制の従属物にされていることを示しているのです。

医療観察法は、憲法違反の悪法です。

また政府が医療観察法と“車の両輪”として充実させると言っていた精神科医療全体は劣悪なままです。

医療観察法の“見直し”は2010年。政府は“再犯防止”を錦の御旗に更に保安処分体制の強化を狙っています。しかし実態があらわになるにつれ当事者・精神医療関係者・弁護士・学者などの反対・廃止の声が急速に強まっています。また政府は障害者権利条約に署名せざるをえませんでした。私たちは“見直し”が始まる来年に向けて、悪法の廃止をどのように勝ち取るのか? 共同集会を世界の精神障害者差別に反対する仲間、全国の仲間と共に力を合わせる場として勝ち取りたいと思います。多くのご参加を訴えます。

- 日時 **11月24日(月・休) 13~17時**
- 場所 **南部労政会館**
- 交通 JR山手線大崎駅 南改札口下車 徒歩3分
- 参加費 前売り(チケット)500円 当日600円
- 集会内容
 - ・連帯アピール

ティナ・ミンコウィッツ

(アメリカ) 世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク
共同議長 障害者権利条約草案作成委員

アミタ・ダンダ

(インド) 法学部教授 精神障害者)

- 医療観察法適用で人権救済を申し立てた仲間の発言
- リレートーク
当事者・議員・精神科医・弁護士・学者・労働者・市民の発言など



● 主催 心神喪失者等医療観察法(予防拘禁法)を許すな! ネットワーク

E-mail: kyodou-owner@egroups.co.jp FAX: 03-3961-0212

国立武蔵病院(精神)強制・隔離入院施設問題を考える会

TEL & FAX: 042-348-1127

医療観察法をなくす会

E-mail: reboot2010-owner@yahogroups.jp

*全国(東京を除く)から参加される当事者の仲間の交通費は最高5000円を負担します。

特報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

ほころび広がる医療観察法

心神喪失などで無罪や不起訴、起訴猶予になった精神障害者に裁判所が入院や通院を命じる医療観察法。人権侵害の恐れが懸念されてきたが、施行から三年たった七月、誤った審判などを受けた三人が日本弁護士連合会(日弁連)に人権救済を申し立てた。

(田原牧)

医療観察法は国会でも三会期にわたりもめ、最後に強行採決された。反対論が根強かったのは精神障害者の再犯率が健康者と比べ低いうえ、再犯可能性の予測が難しく、入院が事実上の予防拘禁(保安処分)になるという懸念からだった。二〇〇五年七月に施行されたが、七月十日、これまでに「誤った運用で人権を侵害された」とし

誤審で人権救済申し立て



医療観察法にもとづく収容先の一つ、国立精神・神経センター病院=東京都小平市で

て、三人が同法関係ではされたが当初、心神喪失初めて日弁連に人権救済で不起訴になった。数力を申し立てた。三人のヶ月後、検察官が同法の適一スは次の通り。▽東京都の五十代男性 鑑定入院させられたが結局は〇六年夏、職務質問に局、責任能力があると思われ、傷害容疑で逮捕なされ、略式裁判で罰金

刑を受けた。逮捕時から一年以上弱がたった。北海道の二十代男性は昨春、けんかで相手に退院させられた。障害で治療の対象ではな時期に病状がひどくても治療抜きで放置されるなど、医療上のマイナスイ

以上隔離された後、人格れた。一般に鑑定入院の障害で治療の対象ではな時期に病状がひどくても治療抜きで放置されるなど、医療上のマイナスイ

軽傷を負わせ、傷害容疑で逮捕されたが、不起訴問、自由を奪われたが、三人はいずれも一定期間面も大きい」と批判する。一方、同法では致命的な欠陥が露呈している。政府は施行当時、国と都道府県で計七百二十床の指定医療機関を準備する

後、先に殴られていた事実から決定を取り消されシステムがなく、入院決定の際、それに異議を訴定入院施設で待機させるケースも出ている。政府は当初、「拘束ではなく高度な医療」と強調していたが、実態がま

「らしい予防法に驚くほど酷似」 池原弁護士は「〇一年の大阪・池田小事件など極端な事件への恐怖がこの法律を作らせた。それはほとんど感染しないのに、恐怖心から隔離を優先した旧「らい予防法」に驚くほど似ている」と警鐘を鳴らしている。

異議・補償のシステムなく

「エイズの追跡



心神喪失者医療観察法 殺人や強盗、傷害などの容疑者で心神喪失(または耗弱)を理由に無罪や不起訴、起訴猶予になった人たちが対象。検察官の申し立てによる

鑑定入院の後、裁判官、精神科医が入院、通院などの処遇を決める。治療を受ける場所は、厚生労働省の指定する機関に限定される。同じ強制入院でも精神保健福祉法に基づく措置入院とは異なる。